

開業医共済休業保障制度普通共済約款 新旧対照表

(下線が変更部分)

>

新	旧	備考
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本約款において使用する用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。</p> <p>(1) ～ (7) (条文省略)</p> <p>(8) 病院または診療所等 次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院または診療所。 ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に定める介護老人保健施設<u>および介護医療院</u>。</p> <p>(9) ～ (18) (条文省略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 本約款において使用する用語の意味は、それぞれ次の定義に従うものとします。</p> <p>(1) ～ (7) (条文省略)</p> <p>(8) 病院または診療所等 次のいずれかに該当するものをいいます。 ① 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に定める病院または診療所。 ② 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に定める介護老人保健施設。</p> <p>(9) ～ (18) (条文省略)</p>	<p>(変更)</p>